

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2019(令和元)年度
3号(通算367号)

(令和元年6月25日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|----------------------------|-------|
| 1 | 改正障害者雇用促進法が成立 | …P. 1 |
| 2 | 5段階の「警戒レベル」を用いた避難情報が発令されます | …P. 2 |
| 3 | 熱中症予防対策を万全に | …P. 3 |

II. その他の関連情報

- | | | |
|---|----------------------------------|-------|
| 1 | 【全社協・中央福祉学院】社会福祉主事の受講申し込みが始まりました | …P. 4 |
| 2 | 第25回「NHKハート展」詩の募集が開始されました | …P. 5 |
| 3 | 再犯防止シンポジウム2019のご案内 | …P. 5 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 改正障害者雇用促進法が成立

昨年度、中央省庁等において発覚した「障害者雇用にかかる問題」を受けて、障害者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を規定する、改正障害者雇用促進法が6月7日成立しました。

障害者の適切な雇用を促進するため、民間事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置などが講じられることとなります。改正の概要は、以下のとおりです。

《改正障害者雇用促進法の概要》

1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置
 - (1) 国及び地方公共団体に対する措置
 - ① 国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならない。
 - ② 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、「障害者活躍推進計画作成指針」

を定めるのとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、「障害者活躍推進計画」を作成し、公表しなければならない。

- ③ 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者(障害者雇用の促進等の業務を担当する者)および障害者職業生活相談員(各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者)を選任しなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならない。
- ⑤ 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならない。

(2) 民間の事業主に対する措置

- ① 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者(特定短時間労働者)を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。
- ② 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主(常用労働者300人以下)を認定する。

2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

- (1) 厚生労働大臣または公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。
- (2) 国及び地方公共団体並びに民間事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。
- (3) 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し勧告をすることができる。

※施行期日は令和2年4月1日。ただし、1.(1)①および2.(1)については、公布の日、1.(1)③④⑤ならびに2.(2)および(3)については、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において政令で定める日。

2. 5段階の「警戒レベル」を用いた避難情報が発令されます

平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)策定)が改定され、避難勧告等の発令について、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応が明確化されました。具体的には、これまで「避難指示」「避難勧告」「避難準備」とされていましたが、例えば「避難準備」が「警戒レベル3」(高齢者等避難)へと表記・伝達が変更されています。

また、社会福祉施設等の管理者等は、気象庁から「警戒レベル2」の情報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要があるとされました(※1)。

社会福祉施設等の避難を開始する時期、判断基準が、利用者の状態、職員数や設備等の施設の状況(日中と夜間では対応できる職員数が違う等も留意)を踏まえて算出(※2)した

避難にかかる時間に照らし、適切なものかどうか今一度ご確認をお願いいたします。

警戒レベル	避難行動等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。
警戒レベル4	【全員避難】速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
警戒レベル3	【高齢者等は避難】避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自ら避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。

(※1)「避難勧告等に関するガイドラインの改定（平成31年3月29日）」

(※2)「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土木災害）」

詳細につきましては、下記内閣府（防災）のホームページをご参照ください。

内閣府ホーム>内閣府の政策>防災情報のページ>防災対策制度>風水害対策>避難勧告等の判断・伝達

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

3. 熱中症予防対策を万全に

厚生労働省は、今年度も熱中症予防に向け注意喚起を行っています。気温の高い日が続くこれからの時期、職場やご家庭などにおいて、こまめな水分・塩分の補給や扇風機やエアコンの適切な利用等、熱中症予防の取り組みをお願いいたします。

【熱中症予防のために（リーフレット「熱中症予防のために」より抜粋）】

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い

- 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
(重症になると)
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

暑さを避ける	
<p>室内では・・・ 扇風機やエアコンで温度を調節 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用 室温をこまめに確認 WBGT 値(※)も参考に ※WBGT 値：気温、湿度、輻射（放射） 熱から算出される暑さの指数</p>	<p>外出時には・・・ 日傘や帽子の着用 日陰の利用、こまめな休憩 天気の良い日は、日中の外出をできるだけ控える からだの蓄熱を避けるために 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす</p>
こまめに水分を補給する	
<p>室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液(※)などを補給する ※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの</p>	

詳細につきましては、下記厚生労働省のホームページをご参照ください。

[厚生労働省HP]ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 熱中症関連情報

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

II. その他の関連情報

1. 【全社協・中央福祉学院】社会福祉主事の受講申し込みが始まりました

全社協・中央福祉学院では、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員が、社会福祉主事任用資格を取得するための通信課程の受講者を募集しています(都道府県又は市区町村の職員を対象とした公務員課程は別途3月に募集開始予定です)。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの民間社会福祉事業の現場においても、福祉職員の基礎的な資格として準用されています。毎年全国から約5,000名の方々にご受講いただき、社会福祉の基礎的な知識・技術を修得することができることから、通信授業・集合研修のいずれについても本課程修了者の95%の方から「満足した・充実感を得た」とのご意見をいただきました。また、修了者の所属長からも「今後もキャリアパスに向け職員の教育の場に使いたい」など好評を博しております。

なお、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設への入学資格を得ることができます。主事資格取得後のさらなるキャリアアップに取り組むことも可能となっています。皆様からのお申し込みを心よりお待ちしております。

【通信課程の概要】

- (1) 受講期間：2019年10月～2020年9月（1年間）
- (2) 学習内容：自宅学習による答案作成（16科目）、集合研修（5日間）
- (3) 受講料：89,000円（消費税等込額。テキスト・教材費、集合研修料含む）
- (4) 申込締切：2019年7月31日（水）当日消印有効（当初の締切から延長しています）
- (5) 詳細・申込：中央福祉学院ホームページ
<http://www.gakuin.gr.jp/training/course305.html>
- (6) 問合せ：中央福祉学院 TEL：046-858-1355

2. 第25回「NHKハート展」詩の募集が開始されました

「NHKハート展」は、全国の障害のある人がつづった詩と、その詩をもとに各界の著名人やアーティストが制作したアート作品を展示する“詩とアートの展覧会”です。2020年、東京パラリンピックが開催される年に25回を迎えるNHKハート展では、特別な取り組みを行っていく予定です。

日常で感じる気持ち、心に湧いてきた言葉、誰かに伝えたい思いを詩に込めてご応募ください。募集期間 2019年6月10日（月）～9月5日（木）当日消印有効です。詳細は、添付の募集要綱および下記ホームページご参照ください（郵送による応募、もしくはホームページよりインターネットによる応募も可能です）。

「NHKハート展」ホームページ

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/event/art/poemform/>

3. 再犯防止シンポジウム2019のご案内 ～依存症からの回復～

令和元年7月13日（土）に、法務省主催の標記シンポジウムが開催されます。犯罪を繰り返してしまう人たちの中には、違法薬物やアルコール、ギャンブルなど、依存の問題を抱えている人も少なくないことから、再犯防止と依存症の関係について考えます。詳細については下記および法務省ホームページをご参照いただき、ご関心のある方は是非ご参加ください。参加費は無料、事前申し込みが必要です（7月7日まで）。

【日時】

令和元年7月13日（土）午後2時～同5時

【場所】

全社協・灘尾ホール（東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内）

【内容（予定）】

① 講演

「依存症家族の現実～再犯防止のために何ができるか～」

おおたわ 史絵氏（総合内科専門医）

「依存症からの“回復”とは？」

成瀬 暢也氏（埼玉県立精神医療センター副病院長）

② パネルディスカッション

「依存症からの“回復”を支えるために」

〈パネリスト〉近藤 あゆみ氏（国立精神・神経医療研究センター）、
大嶋 栄子氏（NPO法人リカバリー代表）、加藤 隆氏（特定非営利
活動法人八王子ダルク代表理事）、古藤 五郎氏（日本薬物政策ア
ドボカシーネットワーク事務局長）、成瀬 暢也氏（埼玉県立精神
医療センター副病院長）、大橋 哲氏（法務省矯正局）

[法務省ホームページ] ホーム>政策・施策>刑事政策>再犯防止対策>
再犯防止シンポジウム

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00064.html